

東京医科大学八王子医療センター動物実験委員会規程

(設置)

第1条 東京医科大学動物実験指針（平成2年10月17日施行）に従い、八王子医療センター動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。その運営は、八王子医療センター医学研究センター・医学研究委員会があたる。

(協議事項)

第2条 委員会は、八王子医療センターにおける動物実験は適正円滑におこなわれるよう、次に掲げる諸事項について協議、審査、承認する。

- (1) 動物実験計画に対して助言と指導を行うとともに、これを審査し承認する。
- (2) 動物実験施設の管理運営に関する事項
- (3) 動物の購入・配置・飼育方法に関する事項
- (4) 動物の死体処理に関する事項
- (5) 動物慰霊祭に関する事項

(委員会の構成・運営)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員、事務、また特に委員長が必要と認めた者（顧問を含む）から構成され、委員長を除く各人員数は若干名として、委員長が決定・任命する。

(任期)

第4条 委員長は、センター長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告事項)

第5条 委員長は次に掲げる事項について、委員会の議を経て部長会に報告するものとする。

- (1) 施設運営の現況に関する事項
- (2) 動物飼育・実験状況に関する事項
- (3) その他、必要と認めた事項

(事務)

第6条 この委員会の事務の取り扱いは、総務課において行う。

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

第8条 委員会は、原則として年4回定期的に開催する。
ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

第9条 急を要する場合は、委員長の判断により文書等の回覧をもって協議することができる。

(動物実験施行の手順)

第10条 実験を新規に行う際には「八王子医療センター動物実験計画書」を総務課へ提出する。申請用紙は総務課にある。現在、継続している実験についても計画書を各年度始めに提出することとする。
総務課にて受付後委員長へ計画書を提出し、委員長の判断により通常は供覧協議し承認する。委員会へかける必要があると判断したものについては緊急の委員会を開き協議する。承認されたら申請者に速やかに連絡する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員長の議を経てセンター長がおこなう。

附則

本規程は平成18年4月1日から施行する。

D館1F実験室使用規則

(目的・規定)

第1条 本規則はD館1F実験室の使用及び機械・機器の取り扱い・管理に関する事項を定め、研究が円滑におこなわれるように実験室を維持することを目的に、八王子医療センター医学研究センター・医学研究委員会（以下、「委員会」という。）が規定する。

(適用範囲)

第2条 本規則はD館1F実験室を管理及び使用するものに適用する。

(実験室管理責任者)

第3条 実験室管理責任者は委員会委員長が兼任する。

実験室管理責任者はD館1F実験室の維持及び管理を統括する。

(実験室運営責任者)

第4条 実際の実験室の管理運営のため、実験室管理責任者（委員会委員長）は実験室運営責任者を置き、委員会委員から任命する。実験室運営責任者は次の業務を行う。

- (1) D館1F実験室一般に関する保守・点検・維持・管理に関する業務
- (2) 機械・機器の運転及び保守・点検・維持・管理に関する業務
- (3) 実験室使用者に対する教育・指導・管理に関する業務

(使用者)

第5条 実験室使用者は、実験室および機械・機器の使用に際し、十分な知識及び技能を有していると認められているものであり、実験室管理責任者および委員会委員の許可を得たものとする。見学者など短期間でも実験室を出入りする部外者については、必ず実験室運営責任者に事前に報告するものとする。

(使用)

第6条 実験室及び機械・機器を使用するものは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験室使用許可申請書に必要事項を記入し、事前に委員会に提出し、施

設管理責任者及び委員会の許可をうる事。

- (2) 原則として、実験動物への手術操作の実験室内での施行を禁止する。
- (3) 機械・機器の使用マニュアルを熟読・熟知すること。
- (4) 機械・機器の使用または使用後に異常を認めた場合は遅滞なく実験室運営責任者に届けでること。
- (5) 機械・機器専用の消耗品を使用した場合は使用数量を指定の用紙に記入すること。
- (6) 実験室及び機械・機器の使用後は整理整頓・清掃をその都度行い、他の使用者に迷惑の掛からないようにすること。
- (7) 実験室から退室する際には、必ず施錠を行うこと。
- (8) 実験室内においては、飲食、喫煙は厳禁とする。
- (9) 実験室内においては、管理責任者及び運営責任者の指示に従うこと。
- (10) 実験室内に管理、使用以外の目的で出入りしてはならない。

(記録・保存)

第7条 次の記録については実験室運営責任者が保存するものとする。

- (1) 機械・機器保守点検表
- (2) D館1F実験室使用許可申請書
- (3) 実験室内の機械・機器の使用マニュアル

(罰則)

第8条 本規則に著しく違反したものは、委員会の審議を経て施設使用を禁止する。

(雑則)

第9条 本規則に定めるもののほか、本規則の施行に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 本規則の改廃については、委員会で審議し決定する。

附則

本規則は、平成18年4月1日から施行する。